

平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井手 隆司  
問合せ先 代表取締役社長 有森 正和  
(TEL. 03-5708-8280)

#### 再生計画案に関するお知らせ

1. すでに公表済みのお通り、スカイマーク株式会社（以下「再生債務者」といいます。）は、平成 27 年 5 月 29 日、東京地方裁判所に対し、再生計画案（以下「再生債務者案」といいます。）を提出いたしました。他方、再生債権者であるイントレピッド・エアクラフト・リーシング・エルエルシー（以下「イントレピッド」といいます。）も、同日、再生債務者案の提出後、東京地方裁判所に対し、再生計画案（以下「イントレピッド案」といいます。）を提出しております。

再生債務者案とイントレピッド案の主要な相違点は、別紙のお通りです。

2. 民事再生法上、再生計画案は、裁判所によって決議に付する旨の決定（以下「付議決定」といいます。）がなされなければ、債権者集会での決議に付されることはありません。この点、再生債務者案とイントレピッド案のいずれについても裁判所による付議決定がなされた場合には、両者の再生計画案が債権者集会の決議に付されることとなります。

3. もっとも、イントレピッド案は、エアラインをスポンサーとする内容でありながら、選定中とのことであり、その実現可能性が示されず、弁済の原資となる金額や拠出者も定まっておらず、再生計画案が遂行される見込みは全く不明と言わざるを得ません。また、再生債権者に対する弁済率も、再生債務者案よりも劣る内容となっております。

他方、再生債務者としては、インテグラル、わが国を代表するエアラインを傘下に持つ ANA ホールディングス株式会社並びに航空業界に対する知見も深い株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三井住友銀行が出資する UDS エアライン投資事業有限責任組合との間で「スポンサー契約書」を締結し、共同して再生債務者案を提出することに合意しておりますので、再生債務者案が実現可能かつ最も再生債権者にとって利益となる再生計画案であり、再生債権者の多数の同意を得られるものと考えております。

以上

(別紙)

項目	再生債務者案	イントレピッド案
スポンサー	<b>インテグラル等</b> (※1) <b>ANAHD</b> (※2) <b>UDS</b> (※3)	インテグラル (※4) 並びにその他のスポンサー (主要再生債権者の了解のもと、再生債務者及びインテグラルの協議により確定する。オペレーション支援を行うエアラインを含みうるが、これに限られない) <b>インテグラル以外の固有名詞の記載なし</b>
エアラインのスポンサー	<b>ANAHD</b>	<b>選定中 (固有名詞の記載なし)</b>
弁済資金の調達方法及び資金計画	スポンサーによる出資	スポンサーによる貸付け若しくは出資、又は貸付け及び出資
弁済原資	第1回目の弁済： <b>155億円</b> (スポンサーからの出資総額 180億円から控除すべき共益債権等として取り扱われる可能性のある想定最大額 25億円を控除した残額)	記載なし
	追加弁済： 次の計算によって算出される金額 $a - b + (b - c) - d$ a: スポンサーからの出資総額 (180億円) b: スポンサーからの出資総額 180億円から控除すべき共益債権等の想定額 (25億円) c: スポンサーからの出資総額 180億円から控除すべき共益債権等の実額 d: 確定した全ての再生債権を有する再生債権者に対する基本弁済額の総額	

(別紙)

募集株式を引き受ける者	インテグラル 2 号投資事業有限責任組合 Integral Fund II (A)L.P. ANAHD UDS	インテグラル並びに、再生債務者、インテグラルが協議のうえ合意する者（オペレーション支援を行うエアラインを含むが、これに限られない。） なお、インテグラル以外の固有名詞の記載なし
弁済率	100 万円までの部分：100%	100 万円までの部分：100%
	100 万円を超える部分：5%+追加弁済	100 万円を超える部分：3%+追加弁済
弁済方法（追加弁済以外の弁済）	100 万円までの部分： 再生計画認可決定確定日から 2 か月を経過した日の属する月の末日	100 万円までの部分： 再生計画認可決定確定日から 3 か月を経過した日の属する月の末日
	100 万円を超える部分： 一括弁済（再生計画認可決定確定日から 2 か月を経過した日の属する月の末日）	100 万円を超える部分： インテグラル及びその他のスポンサー等と協議の上決定される適宜の方法（一括弁済の方法である場合には、再生計画認可決定確定日から 3 か月を経過した日の属する月の末日までに全額を一括で支払うか、又は、均等分割弁済の方法である場合には、少なくとも年 1 回以上の弁済を行うものとし、第 1 回は再生計画認可決定が確定した日から 3 か月経過した日の属する月の末日までに分割弁済額を支払い、第 2 回以降は、第 1 回の翌年から各年毎年 12 月末日限り分割弁済額を支払う。）

(別紙)

弁済方法（追加弁済）	下記のいずれか遅い日までに、上記追加弁済の弁済原資を支払う。 ①未確定再生債権が全て確定したこと等の条件（※5）が成就した日から2か月経過した日の属する月の末日 ②再生計画認可決定の確定した日から2か月経過した日の属する月の末日	再生計画認可決定確定後、全ての未確定再生債権の額が確定するまでの間、毎年11月末日に存在している追加弁済原資を、毎年12月の最終金融機関営業日までに、元本等再生債権の100万円を超える部分の額に従って按分弁済する。ただし、11月末日時点の追加弁済原資が元本等再生債権の100万円を超える部分の額の1%の追加弁済を行うに満たない場合（11月末日時点で全ての未確定再生債権の額が確定している場合を除く）、その年の追加弁済は行わず、その原資を翌年の追加弁済に持ち越すものとする。
------------	--	--

（※1）インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II(A)L.P.

（※2）ANAホールディングス株式会社

（※3）UDSエアライン投資事業有限責任組合（株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三井住友銀行が折半で出資するファンド）

（※4）インテグラル株式会社

（※5）①未確定再生債権の未確定部分の全てが確定したこと、②保証金再生債権の停止条件が成就し、保証金再生債権の金額が全て確定したこと、③別除権付再生債権の別除権不足額が全て確定したこと、④スポンサーからの出資総額180億円から控除すべき共益債権等の金額が確定したこと